



○事務局 本日の会議は対面での出席が7名、オンラインでの出席が2名の合計9名の出席者となっております。委員16名中、2分の1以上が御出席ですので、島根県文化財保護審議会条例第7条により、会議が成立していることをご報告します。

次に、会議の公開、会議資料及び会議記録の公開について確認させていただきます。

本日の会議は、島根県情報公開条例第34条に基づき、非公開部分を除き公開としております。会議記録につきましては、発言者の個人名は記載しないこととし、公開前に委員の皆様にご確認をいただいた上で、県のホームページで公開させていただきます。

それでは、今後の進行につきましては、島根県文化財保護審議会条例の定めるところにより、会長が議長となり、議事を進めることとされていますので、よろしくお願いたします。

○会長 それでは、私が議長を務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

なお、オンラインで御出席の委員の方は、会場に映像が映っております。御発言される場合は挙手をさせていただいて、発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

本日の議題は、次第にありますように、1から7まで、いずれも報告事項であります。報告事項の最後の7については、個人または法人等の財産に関する情報を含んでおり、また、公開することによって率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるので、7番目の報告事項については非公開とすることが適当と思っております。

これについてお諮りいたしますが、公開、非公開につきまして、委員の皆様方から賛同いただけるようでしたら挙手をお願いしたいと思います。

〔全員賛成〕

○会長 皆様のご賛同いただきましたので、1から6までが公開、7が非公開ということで、議事を進めさせていただきます。傍聴者あるいは報道関係の方は、非公開のところになりましたら退席いただくということでお願したいと思います。

===== 公開議題 =====

○会長 それでは1番、報告事項の文化財指定の最近の動向について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料1ページを御覧ください。

このたび史跡の追加指定と名称変更になりますのが出雲国山代郷遺跡群です。6月20日に開催されました国の文化審議会で、史跡の追加指定と名称を変更するよう、文部科学大臣に答申されております。今回の答申によりまして、県内の国史跡が57件、県の史跡が57件となっております。

まず名称ですが、出雲国山代郷遺跡群正倉跡北新造院跡がこれまでの正式名称でして、ここに、南新造院跡と南新造院瓦窯跡が付きまして、ここまでが正式名称となります。今回追加されます南新造院跡と南新造院瓦窯跡は、県の史跡に指定されておりますので、県の史跡の数は59件から2件減りまして、今回の57件となります。

史跡は松江市の大庭町、矢田町、山代町にありまして、ちょうど八雲立つ風土記の丘の地内となっております。所有者は島根県のほか、民有地もございます。

詳しい内容ですが、奈良時代の史跡でして、出雲国風土記に登場する意宇郡山代郷の2つの新造院、古代寺院になりますが、それと同時代の関連遺跡となっております。今回追加されます南新造院が、後に出雲国造に就任する出雲臣弟山が建立したと書いてあることで、同時代の文献資料に登場する古代寺院が実際の遺跡として確定できるという非常に貴重な例ということで、今回史跡に追加されるものです。

写真の真ん中の辺りに茶臼山という、風土記に神名樋野と出てくる神名火山がありますが、その南側に今回追加される南新造院とその瓦窯跡が、それから、西のほうに正倉跡、そして、ちょっと離れますけども、南新造院から1キロほど北のところに北新造院があると、こういう配置となっております。

資料をめくっていただきまして、2ページのところに今回追加されます史跡の写真を載せております。上の写真が南新造院跡の南門跡、それから、左下のところに新造院の瓦窯跡、今回の追加されたお寺の瓦を焼いておった窯跡が見つかったときの様子の写真を載せております。右下のほうには、それぞれの位置関係を載せておりまして、ちょうど真ん中の茶臼山の下の方に大きい黒丸を2つ載せておりますが、こちらが追加される史跡でして、その左隣に山代郷遺跡群正倉跡、南新造院から真っすぐ上、北の方向に行ったところに、北新造院跡があるという、この4つで1つの史跡ということになります。

○会長 出雲国山代郷遺跡群に、これまで県史跡であった南新造院跡と同じく南新造院瓦

窯跡が国指定史跡となって入るということでございますが、これにつきまして御質問、御意見ございませんでしょうか。県史跡が2件、国史跡になるので、県史跡の数は減ると。国史跡の方は増えないということで57件になる。これは出雲国風土記にも出てくる遺跡として、発掘で確認された遺跡がそのまま国史跡になるということで、好ましい事例じゃないかなというふうに思います。

それでは、2番目の令和7年度文化財事業について、事務局から説明をお願いします。  
○事務局 令和7度の第1回目の審議会ということで、今年度の事業についてそれぞれの担当から説明いたします。

お手元の資料3、4ページ目、(1)歴史遺産保存整備事業について説明いたします。この事業は、国指定あるいは県指定といった文化財の保存修理、整備、災害復旧、防災施設整備等の事業に対し、助成をするという事業になっております。

国指定文化財修理費等助成ということで、今年度の当初予算で約1億2千万円を付けております。4ページに事業の一覧表を上げておりますが、主な事業としまして2つ写真を載せております。旧大社駅本屋は、ここ数年来修理を続けておりますが、来年の春には再オープンする予定で修理が進んでいる事業でございます。また、津和野町の八幡宮は本殿と拝殿、楼門、3つの建物がございまして、これらの解体修理を引き続き実施しております。

次に、県指定文化財についての修理等の助成です。件数は少ないですが、事業としてはかなり大きなものも含んでおります。1つは松江市の明々庵の屋根のふき替え事業。傷んだところを数年前一部修理しておりますが、残りの部分の屋根のふき替えを行います。また、昨年から実施しております須佐神社本殿の屋根ふき替え事業。今年度、本格的な修理が始まりまして、11月には完成の予定になっております。

3番目の国指定文化財の管理費の補助ですが、県内の国指定文化財の維持管理に必要な経費、防災設備の点検費、庭園等の荒廃防止、そういったものに必要な経費の一部を補助助成するもので、全部で24件を実施しております。

4番目、埋蔵文化財調査費の助成については、個人住宅に伴って事前の埋蔵文化財調査等が必要な場合に、その一部を助成するものです。以上です。

○事務局 5ページ目を御覧ください。未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業の概要について御説明いたします。

この事業につきましては、世界遺産石見銀山遺跡を適切に管理し、将来へ継承していく

ため、調査研究、保存整備、情報発信の3本の柱で構成しております。

1つ目の柱に係る事業は、①の世界遺産総合調査研究事業でございます。県では石見銀山の全容解明と世界遺産としての価値を高めるため、基礎調査研究とテーマ別調査研究を実施しております。①のアに記載しました基礎調査研究事業につきましては、考古学、歴史民俗学、自然科学の3分野で石見銀山遺跡の全容解明に向けた多角的な調査研究を行っております。また、①イのテーマ別調査研究事業につきましては、世界遺産登録時に世界遺産委員会から要請されました鉱山比較ですとか、石見銀山発見500年の歴史をテーマに設定して研究を進めております。

2つ目の柱に係る事業につきましては、②の世界遺産保存整備事業でございます。②のアに記載しました遺跡整備事業につきましては、石見銀山の保存管理を適切に行うため、大田市や個人等が所有する史跡等の保存修理に県が補助を行っております。

また、一番下でございます②ウ、拠点施設への支援につきましては、大田市が設置運営しております石見銀山世界遺産センターにつきまして、管理運営や施設改修等に県が支援を行っております。

続いて、6ページ目を御覧ください。3つ目の柱に係る事業です。世界遺産総合情報発信事業でございます。調査研究で明らかになりました石見銀山の価値や魅力を県内外に広く発信するため、③のアからオにあります企画展ですとか出前講座、パネル展等を行っております。このうち③ウの講演会についてでございます。こちらのほうには「大阪府で秋に講演会を開催予定」、と書いてございますが、ようやく固まりまして、今年度は9月27日の土曜日に大阪国際交流センターで講演会を開催する予定にしております。

最後に、④の石見銀山発見500年記念事業についてでございます。石見銀山発見500年を迎える令和9年に向けまして、お客様に来ていただく受け地整備としまして、④のア、イにあります史跡の重点整備ですとか、世界遺産センターの展示のリニューアルなど、大田市が行う事業に県が支援を行いますとともに、情報発信としまして、④ウにあります記念事業の準備を段階的に実施してまいります。このうち④ウの記念事業についてですが、銀山発見500年を迎えるこの機会に、改めて多くの方に石見銀山への理解を深めていただくとともに、現地への来訪意欲を喚起するということを目的に企画したものでございます。具体的には、令和8年の秋に東京にあります古代オリエント博物館を皮切りに、翌、令和9年の夏に出雲市にあります古代出雲歴史博物館、同じく9年の秋に大田市大森町にあります石見銀山資料館で、それぞれテーマを変えながら石見銀山に係る企画展を開催したい

と考えております。また、同じく令和9年の秋には、大田市内で国際シンポジウムを開催する計画でございます。これらを円滑に行うために、関係団体で組織します実行委員会を今年の5月26日に立ち上げたところでございまして、今後、記念事業の詳細につきましてこの実行委員会で審議、決定していくこととしております。

○事務局 続きまして、(3)の島根の歴史文化活用推進事業、古代文化センターの事業について説明いたします。資料は7ページになります。

古代文化センターでは、①島根の歴史文化の研究を行い、②その成果を活用した情報発信、そして③他県と連携した取組を行っております。

それでは、7ページから、①島根の歴史文化研究について説明いたします。研究はア、基礎研究、イ、テーマ研究、この2本立てで行っております。基礎研究は、考古分野の出雲国風土記、祭礼行事、中世・近世史料の4つの分野を対象として、継続して調査研究を進めております。令和7年度からは、新たに「隠岐に残る文化財の特質に関する多角的研究」と題しました基礎研究を開始しております。この研究は、隠岐の歴史文化について、考古学、文献史学、民俗学、美術史学の各分野により、基礎的な情報収集及び史料調査を実施する予定としております。

次に、テーマ研究は、さきに述べました基礎研究を踏まえて、特定のテーマを設定して、3年程度の期間で調査研究を行うものです。その成果については、古代出雲歴史博物館での企画展開催などによって情報を発信しております。9ページを御覧ください。テーマ研究の年次計画を表にしております。令和7年度に進めているテーマ研究は、青い矢印の左側に数字が36、「島根の前期古墳」とありますが、それより下の研究の6本になっております。今年度からは一番下にあります42番、「出雲の密教とその造形表現の特質に関する研究」と題しましたテーマ研究を始めております。この研究は、出雲地方に残された数々の密教彫刻、絵画、工芸品について、考古、文献史学の近年までの研究成果を援用しながら、それらの特質を分析し、信仰の内容と変遷についても検討を加えていく予定としております。

資料の7ページに戻っていただいて、②島根の歴史文化を活用した情報発信について説明いたします。ア、古代文化センターホームページによるオンライン情報発信として、研究員の調査研究に係るブログや制作した動画等を公開しております。イ、講座・シンポジウムについては、8ページにありますようなテーマや講師といった内容で進めており、それぞれの講座等は後日オンラインでも配信しているところです。ウ、しまねの古代文化連

続講座・しまねの古代文化探訪ツアーについては、しまねの山城をテーマにした2本の講座を動画配信し、受講された方を中心にバスツアーの参加者を募集し、島根の歴史文化遺産を巡っていただく予定としております。

最後に、③他県と連携した取組について御説明いたします。資料にありますように、現在、7県による連携事業を進めております。今年度からは第4期として、古墳時代の地域間交流をテーマに共同研究を進めることとなっております。今月7日から共同研究集会を和歌山で開催予定としております。

○事務局 続きまして、(4)埋蔵文化財調査センター事業、(5)古代文化の郷“出雲”調査事業について、御説明いたします。資料は10ページから13ページまでとなります。

まず、資料10ページを御覧ください。埋蔵文化財調査センターでは、①から③までの事業を実施しております。このうち①について詳しく御説明いたします。

資料11ページを御覧ください。ア、開発に伴う発掘調査事業、イ、開発に伴う試掘確認調査事業、ウ、学術調査事業を実施しております。それぞれの事業箇所については、資料の地図に掲げたとおりでございます。そのうちアの開発に伴う調査は、松江市内の2か所で実施をしております。また、ウの学術調査事業は、考古基礎資料調査研究事業として、松江市指定史跡の堀部1号墳の発掘調査を実施いたしました。

資料12ページを御覧ください。上が国道432号建設に伴い実施しました団原Ⅱ遺跡についてです。団原Ⅱ遺跡では、3万年前頃と考えられる地層から旧石器時代の石器製作跡を確認いたしました。全ての発掘調査現場は原則公開することとしておりまして、団原Ⅱ遺跡についても7月26日に現地説明会を開催し、75名の参加がありました。

12ページ下、松江市指定史跡の堀部1号墳の調査では、全長約70メートルの前方後円墳であるということを確認し、後円部には埋葬施設として竪穴式石槨があるということを確認いたしました。こちらも7月5日に現地説明会を開催し、40名の参加がありました。この考古基礎資料調査研究事業では、引き続き9月から東百塚山古墳群の調査を実施することとしております。

続いて、(5)古代文化の郷“出雲”の調査事業について御説明いたします。こちらの事業は史跡出雲国府跡の発掘調査でございます。資料13ページを御覧ください。

史跡出雲国府跡は松江市の大草町にあります。昭和43年度から第1期調査を開始いたしまして、昭和46年に国の史跡に指定されました。第2期調査を経て、平成27年度から第3期の調査を行っておりまして、今年度で10年、一つの節目を迎えます。

第3期調査ですが、調査は国府の中心施設がある政庁域を対象として、その施設配置と変遷の解明を目的としておりまして、令和7年度は政庁域の区画施設の把握を目的として、9月から調査を実施いたします。

図面で御説明します。右下の図を御覧ください。この図がこれまでの調査を基に推定復元した政庁域の施設配置図です。実線がこれまでの調査で確認した遺構で、点線が推定のもとなります。これまでの調査で、正殿、前殿、後殿、脇殿という主要施設と北東隅を区画する堀跡を確認し、政庁域は東西60メートル、210尺、南北70.8メートル、236尺の空間であったことが考えられております。しかしながら、政庁を区画する施設は図の右上、実線で示した部分しか検出されておられません。今回、政庁域北側の政庁推定中軸線上、赤く示した範囲を調査しまして、北辺を区画する施設の跡を確認したいと考えております。この調査成果は、現地説明会などを通じまして、積極的に発信してまいりたいと考えております。

○事務局 続きまして、6、古代出雲歴史博物館事業の説明をさせていただきます。

古代出雲歴史博物館は、令和6年後半からメンテナンス事業に入り、4月1日から休館しております。その主なメンテナンス事業につきまして御説明いたします。

まず、エントランスホール及び中央ロビーの天井耐震工事を実施しております。エントランスホールにつきましてはほぼ終了し、現在、中央ロビーの天井工事に入りつつあります。経年劣化しております外壁の修理、空調、電気設備等の改修も実施しております。また、展示施設の一部につきましても改修をしております。大きなものとしましては神話シアターの天井耐震改修、併せまして映像の機器更新等を行っております。展示室の改修としましては、神話シアターの前にあります神話展示室につきまして、神楽や芸能を紹介するコーナーにリニューアルを考えております。総合展示室につきましても展示品の変更等を計画しているところになります。

続きまして、休館しておりますので、博物館での展覧会はやっておりません。ただ、青銅器を見たいという要望もあり、今年は荒神谷国宝青銅器の発見40周年でもありますので、銅鐸、銅剣、銅矛につきまして、荒神谷博物館で里帰り展を来年の1月まで継続して実施しております。

休館中に県内外の施設での情報発信をしております。県内施設としましては、一畑電車の出雲大社前駅にブースをつくりまして、青銅器の模鑄品の展示、ポスターを貼るなど情報発信をしております。県外につきましては、大阪、東京、名古屋にブースを出品し、模

鑄品の展示やアテンダントさんによりますいろいろな体験や物販も併せて実施しております。

そのほか、休館中の活動につきましては、資料調査や貸出し等の対応も継続的にしておりますし、大学生の博物館実習等も実施しております。また、秋まつり、夏まつり等のイベントも博物館の庭園や講義室を使いながら実施しております。また、普段はできないようなこともやっておりまして、例えばアテンダントによります学童クラブあるいは幼保園に出向いた紙芝居や工作等の出張のイベントを開催しております。学芸員によります月1回の講座等も実施しております。

なお、令和6年入館者ですが、20万人を超える実績がございました。

○会長 ありがとうございます。ただいま令和7年度の文化財事業について、多岐にわたる事業を進めていただいていることを御報告いただきました。これについて、御意見、御質問があればお願いします。

○委員 私は地域の営みやジオパークといったものを保全・活用した、地域振興とか観光のマーケティングを専門としておりまして、その観点から情報発信の部分でお伺いできればと思います。

6 ページの情報発信事業や石見銀山発見500年記念事業というところで、とても素晴らしい事業をされていると思ったのですが、現在、大阪・関西万博が行われていて、2年後に20周年を迎えるということもありますので、例えばそういった国内外やグローバルに情報を発信する絶好の機会として行われている催物に何か出展されたりですとか、イベントとして出られたりする御予定はないでしょうか。保全、保護を推進するためには、その貴重さだったり、価値だったり地域住民や訪問される方々に理解してもらうこと、認知してもらうことが非常に大事だと思うので、そのためにも注目が集まる機会を外に出ていって、よりグローバルな目が入っていくような、そういった機会があったらいいなと思っの発言です。

○事務局 御質問がありました万博でのPRにつきまして、私ども文化財課として、万博の会場での石見銀山のPRについては行っておりません。一方で、県の観光ですとか、地元の大田市さんのほうが、自治体PRの場でこの石見銀山を、どちらかといいますと観光的な側面からPRいただいております。

私どもとしましては、ちょうど万博の期間中に大阪での講演会ですとか、資料の③エに「街頭ビジョン放映」と書いてございますが、7月の1か月間、大阪市内の梅田と道頓堀

の2か所、人の往来の一番多い場所で、石見銀山を紹介するPR動画を流させていただいたところでございます。御意見のあったことを踏まえまして、今後の参考にさせていただければと思っております。

○委員 今週の頭に、隠岐の島町の古典相撲がエキスポに出られて、イベントをされたときに、その1回、1日のイベントなんですけども、ウェブ上だったり、SNS上で非常に大きな話題を呼んだというのがありましたので、同様に機会があればと思つての発言でした。

○会長 隠岐の島は、各家に相撲大会で優勝した人の木が軒先に並んでいますよね。

○委員 そうですね、一族を誇る記念になっていますね。

○会長 これはついでにお伺いしたいのですが、石見銀山においでになる観光客、あるいは見学者数の動向はどうなんでしょうか。

○事務局 細かい数字を持ち合わせておりませんが、石見銀山のガイダンス施設であります世界遺産センターへの来客人数につきましては、コロナで大分落ち込んだんですけども、昨年度の実績を聞きますと、コロナ前以上、平成30年とか令和元年ベースまで戻ったと、特に外国人の方の来訪はすごく増えていると聞いております。

○会長 ありがとうございます。コロナ以前にまで復活して、かつインバウンドの方が大勢来てるっていうのはいいことじゃないかなと思います。

ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。オンラインで御参加の委員の方、いかがでしょうか、

○委員 今の情報発信ということで併せて申し上げますと、例えば古代文化センターからのオンライン情報発信、シンポジウムなんかも、後々オンラインで見られる形にされているというのがとてもいい取組だなと思っております。現地までなかなか行けなくても、ユーチューブで見ることができるので、ある程度のアクセス数も確保されているのではないかと思います。アクセス解析で海外からとか、県外からとか、どの程度の割合で関心が寄せられているのか、分かれば教えていただきたいです。

○会長 アクセスはかなりあるというふうに、古代文化センターの委員会するときにもお答えがあったと思うんですが、いかがでしょうか。

○事務局 アクセス数は、島根県が製作している観光振興とかPR動画とかが多いんですけど、それらに匹敵するぐらいの数になります。出雲国風土記の全体を紹介している動画は、65万視聴回数とちょっと突出して大きいものでして、内容もいいのですが、どなた

か発信力のある人が発信、紹介してくださったのかなと思っています。それ以外にも10万回以上視聴されているものもあります。いろいろあるというところは分かっていますが、国内、国外についてはアクセス分析をしておりませんので、御指摘いただいたところを参考にしまして、そういったことがもし分かれば、解析していきたいと思っています。

○委員 より広く活用されればいい と思います。 どうもありがとうございます。

○会長 これは調べれば、国内、国外からのアクセス数が分かるのでしょうか。

○委員 恐らく分かるのではないかと 思います。

○会長 では、そういうこともこれから気にしていただけるとありがたいなと思いました。

古代出雲歴史博物館も今、休館中ですが、いろいろな事業で発信をされているというので、大変結構かなと思いましたけれども、いかがでしょうか。

それでは、最後にまた遡って御発言いただくことも可能だと思いますので、次に進めさせていただきたいと思います。

次に、報告事項の3番、島根県指定無形民俗文化財の構成員変更について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料16ページになります。島根県指定無形民俗文化財の構成員の変更について、御説明をいたします。

対象となる文化財は、益田糸操り人形になります。益田糸操り人形保持者会が保持者となっている民俗文化財ということになりまして、こちらは不定期開催、上演する機会は不定期なんですけれども、益田市にありますグラントワで年2回の定期公演を行っておりまして、そちらを中心に活動をされていらっしゃる団体になります。芸能の沿革ですけれども、ここに示しましたとおり、明治20年頃にまで遡ると、始まるとされておりまして、当時、東京のほうで糸操り人形芝居を行っていた山本氏が益田のほうへ移って、そこで始めたことがきっかけと伝わっているものになります。

続いて、概要ですけれども、この人形芝居は人形操作に関わる遣い手と後見、あと、義太夫節を演じる太夫と三味線で構成されておりまして、特徴としましては、人形の操法に特徴があり、四つ目と呼ばれる古い形態の手板を用いて操作する点が特徴的であるということで、全国的にも貴重なものとされています。

この糸操り人形の構成員の移動の状況を（2）番に示しております。こちら、指定がありましたのは昭和38年の7月2日です。当時は13名の構成員でした。その後、昭和54年、平成5年、平成23年、29年と、構成員の追加、変更の証明を行ってきておりまして、その

後の脱退等を経て、現在、構成員14名で実施されています。

今回、新たに構成員7名の追加の要望がございましたので、こちらについて確認を行った報告になります。先に事務局としての結果をお話いたしますけれども、確認を行った7名につきましては、構成員に必要な演技や演奏の技術を十分に取得されており、構成員として追加するにふさわしいというふうに判断をしております。以上になります。

○会長 この件につきましては調査していただいて、追加証明についても御報告を書いていただいております委員に、専門的な立場から御説明をお願いしたいと思います。

○委員 補足になりますが、簡単に御説明させていただきます。

今、事務局からも話がありましたように、益田糸操り人形というのは、義太夫節とともに演じられる人形芝居で、通常この形の人形芝居として想起されるのは、大阪の文楽に代表されるような三人遣いの人形なんですけども、この益田の人形芝居は糸操りということで、写真にもありますように、人形に取り付けた糸を、上のほうから操作して動かすというものです。全国的に見ますと、東京の結城座以外ですと、この益田と山口県の柳井ですかね、それから長野にあります。あと、県内ですけれども、大社町に遺品が伝わる程度という、全国的に見ても非常に珍しい芸能になります。

先ほどもありましたように、明治20年頃に益田では始まったというふうに伝わっておりまして、どうも東京の結城座の人形師が瀬戸内辺りを巡業していたときに、途中で諸般の事情があつて益田のほうにやってくる、定着して、地元の義太夫愛好者の団体に伝えて、それで始まったというふうに伝わっているようです。

現在は、益田糸操り人形保持者会という団体によって伝承や上演が行われているのですが、この団体、現在は特に参加資格はないんですが、益田近辺の方々に参加して行っている。演目は文楽や歌舞伎芝居なんかでもおなじみの演目ですね、「義経千本桜」、「傾城阿波の鳴門」ですとか、「加賀見山旧錦絵」、こういったものを演じる芸能になります。

現在、この人形芝居の公演というのは年2回の益田のグラントワでの定期公演のほかに、市内の学校や公民館での公演、あるいは県外なんかに招聘されての公演などがあつて、年によって違いますが、10回から20回ほど行われている、比較的盛んに上演されている芸能になります。

今回、保持者認定の候補になりましたのは、義太夫語り、それから三味線、人形、後見の各2名の7名になります。経験年数も、義太夫語りが16年でちょっと長いんですが、そのほかの方は6年から9年程度というようなことで、先ほど申しましたように、比較的盛

んに実際の上演が行われていることもありまして、一定の知識や技術を習得していると思われまます。

当日の上演を拝見しましても特に不安もなく拝見できたことを鑑みますと、技術の習得は一定の水準に達していると判断いたしました。それで、今回の候補者認定については妥当と判断いたしました。ただし、後見ですね、人形遣いの補助を様々な形でやる方が2名、今回の保持者認定に入っていたのですが、このお二方につきましては、人形の遣い方ですか、義太夫、三味線の演奏の技術については当日確認できなかった。これは団体側でも後見としての認定を希望されていたこともありまして、後見という役割に限って認定したということになります。

ほかの役割に関しては、また改めて認定作業をしたいということは、団体側とも確認しています。認定の形としては若干変則的といえれば変則的になるのですが、こういう御時世を考えますと、民俗芸能の伝承というのは大変な時代でもありますので、伝承者の自覚と意欲の向上に資するということで、制度を弾力的に運用してやっていくこともあり得ると考えました。今後もそういった形で、各団体の伝承のやり方、様々な事情があると思いまますので、それに合わせて弾力的に運用する形で保持者認定を行えればと考えております。

○会長 ありがとうございます。島根県指定の無形民俗文化財の益田糸操り人形保持者会について、今回7名の追加ということで御報告があり、専門の委員からも詳しい説明がありました。ご質問・ご意見などありますでしょうか。

○委員 私、文化庁の調査官をしていたときの専門分野は工芸技術でありましたが、当時は伝統文化課、その中に芸能部門と民俗文化財部門がありまして、それぞれの調査官と各文化財の話をする機会も割に多くありました。それで、その当時見聞きした民俗文化財に対する考え方からすると、保持者会があって、構成員を特定するというのは、民俗文化財としては厳しいというか、かつちりしているといえますか。一般に民俗文化財の場合は、その当該地域の住民が行うものであって、転居などによる廃業もありますので、構成員を一人一人特定するというのは、国指定の民俗文化財の場合に割に珍しい、いや、かなり珍しいことであります。その点で島根県の委員になって、民俗文化財のあり方にちょっと驚いたものであります。ですが、芸能である以上、上手になる人もいるわけですので、ある意味、民俗芸能の宿命でもあるのかなという感想を持ちました。

質問ですが、今回は各役割ごとに技術、技芸のレベルを確認しておられるようですけれども、例えば今後、後見の方が例えば義太夫語りの技術も高いぞ、なかなかなものだとな

ったときに、一人の人を2分野で重複して保持者に認定するということはあり得ると、そのような考えかたで認定していくべきとお考えなのでしょうか。これまでに、例えば三味線と後見、あるいは人形と後見というように、重複して保持者としての認定が行われたことがあったのでしょうか。

○委員 この制度自体がつくられたのは、はるか昔のことなので、私自身もどういう意図でこういう形になったのか、無形民俗文化財の指定の形としてはユニークだと私も思っています。多分、国の無形文化財の指定みたいなものを参考にして、こういう形ができたのかなと類推するのですが、その辺りの経緯は私も分かりません。

ただ、確かに民俗芸能は基本的には、もともとその地域の人々が地域の行事として伝えてきたという形にはなるのですが、最近は地域の人以外の方がかなり入る事例が島根県域でも非常に多いですね。そういう事情を考えますと、島根県のこうした制度はその地域に限定しない形で演者団体を見ていくことができるシステムとして運用できる点で、この制度をつくったときの意図とは違うのかもしれないけれども、結構使い勝手がいい、有効性が高いのではないかと個人的には思っています。

それから、今回の場合は演じた側からの要請で、保持者認定を行っているという理解でいいですか。

○事務局 そのとおりです。

○委員 今回の場合は、こういう形で、三味線とか人形遣いとか、後見というような形で保持者認定するという話が来たので、それに対応した形になりました。特にこの人形芝居の場合は、義太夫と人形遣いとどちらかを一生懸命やるみたいな形になっている方もいる。両方やる人もいるんでしょうけども、それはそれでひとつずつ保持者認定を行ってもいいのかなというふうに判断いたしました。

後見に関しましては、演者側、保持者会側としても、比較的入って間もない人たちが、一定程度この人形芝居の全体像を理解しているかどうかを基準にして、確認を要請してきていると思います。全体像を理解しなければ後見はできませんので。今後三味線なり人形遣いなりの技術の習得に進んでいただくための、何ていうんですかね、その人たちを励ます意味でも、後見としての保持者認定もあり得るのではないかと判断しまして、認定させていただきました。ですので、この団体の場合は、人形なり三味線なり義太夫なりで、またそういう要請が出てきましたら保持者認定してもいいのではないかと考えております。

○事務局 補足をしますと、構成員のみが公演に参加してよいという、そういう厳しいも

のではなくて、構成員以外の方ももちろん参加されて、普段からされていらっしゃる。また、複数の部門、役割についてなんですけれども、これまで保持者会の方でも人形と浄瑠璃と両方することができるという形で認定を受けていらっしゃる方もおります。今回につきましても、資料に明記できておりませんが、7名のうちの1名は新たに浄瑠璃のほうを追加するという形で確認をさせてもらいましたので、7名のうち6名が新規に認定をされ、1名については新たに浄瑠璃の役割を認定したというのが、より正確な表現になります。

○会長 よろしいでしょうか。ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

それでは、次の議題に進みたいと思います。続きまして、報告事項の4、旧海軍大社基地関連施設群について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 旧海軍大社基地関連施設群について説明いたします。

資料は19ページからですけれども、(1)の概要と、それから(2)の経緯及び事業スケジュールにつきましては、変更がございませんので、説明は省略させていただきます。

めくっていただいて、20ページ目、③のほうから御説明いたします。令和6年度の実施設設計ということで、前回1月の審議会で、関係課に対しまして、滑走路跡のコンクリート舗装を可能な範囲で現状保存をできるように依頼し、協議を進めた結果、一定程度、現状保存できる状況となったことを報告しております。

その後の保存に向けての状況でございますが、コンクリートの舗装面につきましては、工事計画面積の7割から8割程度が現状保存されることとなりました。前回は、かなり残りそうですという御報告をさせていただいておりましたけれども、設計担当課に確認した結果、七、八割程度が現状保存されるということを聞いております。工事箇所でございますと、建物の基礎、グラウンドや駐車場などの大部分が保存されるということになります。一方、深く掘削する必要があり、コンクリート舗装面に影響が及ぶのはフェンスの基礎、排水溝部分のほか、建物、グラウンド、駐車場などのうち地下配管が必要な箇所、そして門、掲示板、遊具などの外構基礎部分となっております。

④の今後の対応につきましては、これらの影響範囲について、今年度と、それから来年度、記録保存目的の調査を実施する予定としております。

お配りしております資料にはございませんが、おおよそのコンクリートの舗装面への影響範囲について、スクリーンのほうで資料を準備しておりますので、御覧ください。

ちょっと小さくて見えにくいかもしれませんが、今出ているのが建物の給配水設

備の図面になります。赤い部分が深さ的にコンクリート舗装面への影響がある部分になります。青いところが、今年度工事される部分でして、その部分を発掘調査することとなっております。秋頃、10月頃に調査を行う予定しております。

次の図面ですけれども、こちらが建物の電気設備、配管の図面です。赤い部分が影響範囲となります。こちらは駐車場の外灯の支柱のところ赤く塗ってあるかと思えます。

次は、フェンスとか排水溝などの外構部分の略図になります。敷地の外回りとか、仕切りですとか、幾つかあります、そういった外構の部分で影響が出るということで、そちらのほうも調査を予定しております。

先ほどは西側の建物部分でしたが、こちらは東側の駐車場ですとかグラウンドの部分になってきます。ぐらりと外側を回るような形で、支柱がある部分がコンクリートに影響が出てくるというところなんです。こちらの赤い部分につきましては、全ての工事が8年度に予定されておまして、調査も8年度に行うこととなっております。

資料に戻っていただきまして、④の今後の対応の2ポツ目です。説明板等の代替措置についてですけれども、こちらのほうは設置場所について、関係先と今後も引き続き協議を進めてまいりたいと思っております。説明の内容につきましては、今年度調査した発掘調査の内容ですとか、それから今年度、来年度に調査をする部分の成果を盛り込んだものになるかと考えております。

次に、(3)市道に係る対応についてのところです。①の4ポツ目ですけれども、昨年度の段階で市道が計画され、出雲市の工事担当課のほうに工事の影響がなるべくないようにということで配慮のお願いをしていたところです。現状では詳細設計中ということで、影響の度合いなどにつきまして、まだ分かっておりません。

下のほうに図を掲げておりますが、青い線がその市道の現在の道路境界、敷地と道路境界の部分になります。黄色いところが県有地、児童相談所の予定地になっております。赤い囲みの部分が実際に児童相談所の敷地の部分に設計されている範囲になります。御覧いただくと分かりますけれども、北東部分、敷地の北東、児童相談所予定の北東部分が斜めにカットされるような形で赤線になっているかと思えます。こちらのほうが、市道の歩道整備の関係で恐らく影響が出てくる部分になるかと思えます。

工事自体は8年度からの着工と伺っておまして、出雲市の文化財課で対応されることになっております。

続きまして、(4)の都市計画道路につきましては、計画段階のままということで、状

況はこれまでと変わっておりません。

続きまして、(5)番、旧海軍大社基地主滑走路跡の範囲・内容確認調査についてですが、この調査、各方面からの要望を受けて、記録保存目的とは別に、滑走路跡の東端の範囲や様子を確認するという目的で発掘調査をしたものです。

○事務局 資料21ページを引き続き御覧ください。

①調査の目的ですが、この主滑走路跡の東端の解明を目的として実施をいたしました。これまでに行われた出雲市の調査によって、主滑走路は幅60メートル、長さ1,500メートルと推定されておりまして、西端の位置も出雲市の調査で確認をされております。

今回の調査は、6月19日から7月31日まで実施いたしまして、調査箇所は既に埋め戻しを終えております。調査期間中の7月19日に現地説明会を開催いたしまして、大変な猛暑、炎天下の中でしたが、30名の方に御参加いただくことができました。

資料中ほどの図面に赤く示したのが調査箇所となります。赤い点線で囲った中のL字に赤く示したところが調査箇所になりまして、L字形にトレンチ1か所設定しまして、調査面積は14平米でございました。

④調査成果については、1ポツ目から2ポツ目に書いてありますとおり、現在の地表面下の約60センチ下から滑走路跡のコンクリート舗装面と舗装面上で、目地といいまして、コンクリートを打つ際に設定した型枠の単位ごとに生じる切れ目を確認いたしました。資料21ページ右下の写真に目地というふうに示したところが、確認した目地でありまして、東西方向、南北方向の2方向で確認をすることができました。これまでの出雲市の調査によって、このコンクリートの単位、型枠の単位が5メートル×10メートルと判明しておりますので、南北方向の目地の跡から、その東、写真の右側に向けて10メートル先が滑走路の東端ということを確認することができました。資料中ほどの図でいきますと、先ほどのL字で示した調査区の東側を道路が通っておりまして、その道路のすぐ東側辺りがこの滑走路の東端ということを確認することができました。

また、調査成果4ポツ目、コンクリート舗装面からは、これまでの調査で確認されていなかった黒色の付着物を検出することができました。検出状況はその下の写真のとおりでありまして、トレンチ内の複数箇所でも面的に確認ができました。

⑤調査の意義ですが、主滑走路跡の東端の位置が推定可能になったということが上げられます。また、これまでの調査では確認できてなかった黒色の付着物を初めて確認することができたという点が上げられます。この黒色の付着物については、米軍が1947年に撮影

した航空写真に写っているものと同一と考えております。現在、成分分析について進めているところでございます。

○会長 ただいまの旧海軍大社基地関連施設分についての報告、それから説明について御質問、御意見ございませんでしょうか。

○委員 この前、現場を見させていただきまして、丁寧に調査をされていて、改めてお礼申し上げるというか、感謝しております。

狭い範囲でしたけど、調査すると、やっぱり黒い付着物ですとか、それからコンクリートの残りが非常によく、新しい発見があったと。それから、西側のところに、土坑のようなコンクリートに穴があいていました。あれはちょっとよく分からないですけど、もし7月28日空襲のときの爆撃痕だとしたら、すごく生々しい遺構じゃないかと思います。

こういうふうに滑走路がきちんと残っているということで、恐らく全体的にも滑走路がきちんと残っていて、滑走路の西半分は開発で壊されてしまったんですけど、ソーラーパネルより東側っていうのはかなり残っているという感じがします。あくまで個人的な意見ですけど、将来的に史跡指定というか、そういうことも視野に入れて、今後とも保存を考えていただければと思います。今、出雲市の検討委員会が進んでいると思いますので、その評価なんかもあると思うので、それも踏まえて今後の保存行政を進めていただければ幸いです。

それから、現状保存ですね、できるだけ範囲をやっていただきまして、フェンスとか配管のところが破壊されるわけですけど、7割から8割っていうことで、少しでも保存していただけるとありがたいです。例えばグラウンドと建物との境目とか、駐車場とグラウンドの境目のフェンスなんかを簡易的なものにするとか、もし可能であれば、その辺りも引き続き交渉していただければうれしいです。

あとは出雲市の歩道の部分ですけど、影響有無が現段階では未確認ということですが、ぜひ出雲市のほうでも少しでも保存できるように対応していただければ喜ばます。

○会長 出雲市では、滑走路の一番西の端は、何か保存的な形で残すっていう話だったと聞いているんですが。

○事務局 出雲市で滑走路の一番西側の辺りを、一部取得されて、平和学習に供されると伺っております。

市道の工事の関係につきましては、出雲市もその辺りは十分承知しておられまして、必要であれば調査もされますし、まだ詳細設計が上がってきてない状況なので、それを見た

上で対応されます。実は滑走路の東端部分に南北に道があるんですけども、これを敷設する際に、下水道工事などもされているようでして、どの程度滑走路が残っているのか確認していきたいとおっしゃっていました。

それから、現状で保存される7、8割の部分より多くというふうに御意見いただきました。実は工事の発注はされておりまして、秋口にはもう着工されていく中で、工事仕様の部分までは今から変更は難しいと思っております。ただ、実際にコンクリートに影響が及ぶ部分は、掘削をする際にコンクリート舗装面を大胆に壊すとかいうんじゃないくて、極力留意しながら施工してもらうことはできる部分だと思いますので、そういったところにつきましては、きちっと対応していきたいと思っております。

○委員 いろいろと御配慮いただきましてありがとうございます。

○会長 20ページの説明の一番上のほうの④で、今後の対応等で説明板設置等っていうのは、これは旧海軍の飛行場についての説明板と思ってよろしいのでしょうか。

○事務局 そうですね、今回の児童相談所を建てるにあたって、この場所に滑走路がずっと続いていて、調査でこういうことが分かりました、といったようなことを解説する説明板をイメージしております。

○会長 ありがとうございます。これ、滑走路の東端が大体推定できたというので、距離も分かったし、西のほうは出雲市さんが保存して整備されるというので、東のほうも説明板等で解説があるのはすごく有意義なことかなと私も思いました。ぜひ出雲市さんとも連携して、滑走路の東と西で説明が見られるようにしていただけるとありがたいなと思いました。

あと、コンクリの黒くなっているのは米軍に爆撃された痕跡ではないのでしょうか。

○事務局 付着物の成分を分析してみないと分からない状況でして、飛行機を焼いた痕ですとか、タールとかを塗って飛行場を擬装した跡ですとか、あるいはアスファルトなどの跡とか、幾つかは推定されているんですけども、今回初めて見つかりましたので、成分分析をしてしっかり検討したいと考えております。

○会長 この時期の飛行場、熊本県にもあるんですが、敗戦間際に造った飛行場で、もしそういう擬装みたいな、タールをあえて塗るとかいうことがあるかどうか参考になるのかなと思います。

○委員 この図面を見ると、かなり建物で覆われることになっているんですけども、通常建物の下に基礎造らないといけないと思うんです。上が軽ければ、コンクリートの床で支

えることができる、そういう判断なのかもしれないですけど、普通に考えると建物の下は基礎で壊れてしまうと思うんです。その辺は、何か特別なことはあったんでしょうか。平屋で軽いから、滑走路造るときに転圧してあるんで、それで十分重さを受けられるとか、そういうことなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○事務局 私も建築の専門ではないので詳しいこと分かりませんが、建物の基礎は基本的にベタ基礎で施工されると。その基礎部分を当然掘削するのですが、ボーリング調査によると、グラウンドレベル(GL)から滑走路コンクリートまでおよそ50から60センチぐらいあります。ベタ基礎の深さがコンクリートまで及ばないで済むやり方で設計していただいたというふうに聞いております。

○会長 ベタ基礎が現GLからマイナス50センチ、60センチで収まりますかね。

○事務局 一応そのような設計になっていると。ただし、配管などを通さないといけないので、その部分に関してはコンクリート面よりも深く掘らないといけない。その部分がR7年度と8年度に調査する部分です。

○会長 それで7、8割は現状保存ができるというお話ですね。

○委員 現状、警察の単車のコースみたいなものがあって、コンクリ面が露出していたように思うんですが、そこに50、60センチ盛土するということになるわけですか。

○事務局 滑走路のコンクリート面に盛土してから、交通機動隊のアスファルト面が敷かれている状況です。そこを今度は逆に、コンクリート面に影響が及ばない深さまで掘削して、ベタ基礎をして建物を建てられると。コンクリート面自体が滑走路の西端から東端に向けて傾斜しているんですよ。今回施工される場所というのが、西端よりも2.5メートルぐらい低くなっているということで、その東端の部分というのは50、60センチぐらい盛土されています。

○委員 分かりました。

○会長 先ほどお話があったんですけども、置き基礎でもフェンスだったらいいのかなという気もするので、いろいろお考えいただければと思いました。

いずれにしても建物の建つところは発掘調査されるんですよ、配管のところだけでしょうか。

○事務局 コンクリートが壊される場所だけ、立会調査という形になります。コンクリート面までまず掘削されますので、コンクリートの上面寸止めみたいにちょっと高めに止めてもらって、そこから人力で少し精査をして、コンクリート面の記録を取ってから、ま

た工事を再開していただいて、コンクリート断面の記録ですとか、面積によってはコンクリートの裏側の状況なんかの場合によっては確認できるかもしれません。その辺りは現場で実際の工事に合わせるような形での調査になりますので、必ずこういうふうにはできるといってもいいですけども、一応そういう状況を想定しながら調査をするように考えております。

○会長 50センチから60センチ盛土がなされているということであれば、場合によったら一部分、滑走路のコンクリ面を表に出して説明、解説コーナーがあってもいいのかなという気もしなくもないんですけど。西側の出雲市さんがなさることと合わせて、東側でも旧海軍の大社基地の滑走路についての説明コーナーみたいなところをつくっていただけるとありがたいなと思います。

○事務局 建物の建設予定地、敷地内につきましては、塀・フェンスで囲まれており、建物の性格、児童福祉施設という性格もありますので、敷地の中に一般の方が自由に立ち入れるような状況はなかなか難しいと思いますので、外側でそういった活用ができるか、何とか考えたいと思います。

○会長 ぜひよろしくをお願いします。

それでは、次の議題に進みたいと思います。5番、近代遺跡の調査について、これも事務局から説明お願いいたします。

○事務局 22ページからですけども、前回までの説明のとおりの内容となっておりますので、割愛させていただきます。23ページの(6)令和6年度実施の調査概要というところを御覧ください。表にまとめておりますが、昨年度は交通・運輸・通信業、そして商業・金融業、農林水産業、社会を対象に調査を実施しております。現段階で69件の情報提供がありました。御覧のとおり、交通・運輸のうち、鉄道関係が非常に顕著な数字となっております。これは残りやすいということと、分かりやすいというのが恐らく要因だと思われれます。

調査最終年度であります今年度につきましては、(7)番のところですけども、政治、文化、その他といった分野を対象に市町村へ調査協力の依頼をしておるところです。

調査成果につきましては、現段階では来年度の報告を目標として作業を進めたいと思っておりますけれども、市町村の協力を得ながらの調査でして、調査票がなかなか出てこなかったりしますので、今後は計画の見直しも含めて、状況を見ながら進めていきたいと思っております。

○会長 ただいまの報告に御質問、御意見ございませんでしょうか。今年度が最後の調査期間ということですか。

○事務局 そうなります。

○会長 来年の3月で調査はおしまいということで、島根県の近代遺跡ということで報告書か何かを作られますか。

○事務局 調査成果を取りまとめた報告書を刊行する予定となっております。

○会長 補足がございますか。

○委員 今御説明のありましたように、7年度までが調査期間で、8年度以降、報告書刊行に向けてというスケジュールで、それを受けて、埋蔵文化財の取扱いに関わる判断基準というものも改定していかないといけませんで、今までは原則として中世までの遺跡が埋蔵文化財の対象、近世の遺跡は「島根県の歴史解明のため必要なもの」、近現代の遺跡は「島根県の歴史解明のため特に重要なもの」が対象になっておりましたけれど、文化庁の指針が昨年度示されまして、近代についても重要なところに関しては埋蔵文化財として行政的な保護措置を図っていくということになっておりますので、島根県においても、この埋文の取扱いの改定を急いで進めないといけないというふうに思います。

ただ、担当の方も仕事量が多くて、市町村のほうからも調査報告がなかなか上がってこないところもあるようで、その辺も相談しながら、できるだけ報告書を早く出して、埋文の改定も進めていけるようにやっていければと思っております。

○会長 ありがとうございます。普段の仕事に増して大変な課題かと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。近代の遺跡は、鉄道関係含めて分かりやすいもの多くて、多くの方が関心持つものがあると思います。特に今年は戦後80年とかありますし、ぜひ。ただし、一発で完全な報告書等を目指すとなかなか難しいので、まずは報告していただいて、それをまた充実させていくというのも手じゃないかなと私は思いました。

それでは、報告事項の6、大橋川河川改修事業地内「朝酌矢田Ⅱ遺跡」の取扱いについて、これも事務局から報告をお願いします。

○事務局 大橋川河川改修事業地内の「朝酌矢田Ⅱ遺跡」の取扱いについてということでございますが、こちらも前回1月の報告以降の状況について御説明いたします。

(2)の下から2つ目、令和7年の2月28日ですけれども、現地保存を断念する旨を国土交通省へ回答しますという報告を前回しておりましたけれども、2月末日に記録保存の方針を決定しまして、現地保存の代替措置としての利活用のための協力を国交省に依頼を

しているところです。その後、今年度に入りましてからは、現地に保存できない代わりにどういったことができるのか、内容とか場所とか関係する県市の部局と協議を進めているところでございます。

(3) 番の今後の予定につきましては、引き続きそういった利活用の部分について、関係機関と協議を実施していく予定となっております。また記録保存を通知しておりますので、発掘調査を再開することとなっております。国交省からは、令和10年度の工程の中に組み込まれる予定と聞いております。

○会長 ただいまのことにつきまして、御意見、御質問ございませんでしょうか。

○委員 令和10年度からの調査再開という話で、少し先なんですけれども、調査指導委員会というか、専門の先生方の委員会をつくって指導を受けながら進めていただければと思います。移築保存とか、その辺りはなかなか技術的に厳しいよ、ということですか。

○事務局 移築保存もどの程度までやるかというところがあり、幅が大体10メートルはありますし、恐らく今後発掘を進めていくようになると、全容が分かってくると思います。どういったところの情報をどう生かしていくのか、今後検討していきたい。お金を伴ってくる話にもなりますので、国にも協力をお願いできないか、今後協議をしていきたいと思っています。

もう一つ、活用する場所ですね。例えば看板だけであれば、すぐそばにも場所は設けられますけれども、移築とかになるとある程度のスペースが必要になってきますので、内容だけではなく、場所も含めて地元の意見も聞きながら、関係機関と協議を進めていきたいと思っております。

○委員 ありがとうございます。いろいろうるさいことばかり言って申し訳ないですけども、貴重な遺跡ですので、この場所はこういうところだったという記憶を後世に伝えられるよう、少しでもやっていただければ幸いです。

○会長 私もかつて、河川改修でどうしても駄目な場合は、例えば別の場所にそっくり移動して見られるようにすることはできないのか、ということが発言した記憶がございます。朝酌渡は出雲国風土記にも出てくる全国区の遺跡なんですよね。それが見えるようになっている、なってきたということなんで。古代出雲歴史博物館でも、風土記の場面が再現された展示は非常に魅力的なあったわけなんです。できれば私は現地に近いところに、移築が難しいのであれば、遺跡の説明ができたり、遺跡の模型でもいいかもしれないけれど、何かしらそういうものが見られたりするようにならないかと。風土記の丘と接続するよう

な、多くの人が足を運んで見ていただくような、ある意味で観光の対象になるような場所として、松江市あるいは島根県の魅力を発信する場所になればと思います。付近で隠岐道が発掘でも見つっている、魚見塚古墳もある。そういったところも含めて、整備ができるといいなと私は思っていました。それは国交省でやってもらえるといいな、と思っております。私の経験では、岡山城の近くで、河川改修によって石垣を壊すわけにはいかなないので、その部分を原寸大で広場に再現してもらおうようお願いしたことがあります、場所をちょっと移動してですね。

ただ、まだ未調査のところ、令和10年度からまた調査があるということなんですね。

○事務局 これまでに遺構が見つかったところは、一旦調査を中断して、埋め戻しをしております。そこをまた再掘削して、最後は完掘をするような形になりますが、その遺構の続きも含めて、新規で掘るところも含めて、全体を出してから最終的に掘り切るのが令和10年度になります。

○会長 今ですと、遺跡も3Dで記録取っておけば、再現は場所変えても、原寸大でも、100分の1でも、10分の1でも可能です。そういう形で、何ていうのかな、何らかの形で、遺跡を見ていただけるような形になれば。あるいはその場所に行ったら、その遺跡の画像・映像が見られるような場所にしてもらおうとか、これ風土記に出てくる全国区の遺跡ですので、国交省さんも河川で壊したっていうんじゃなくて、こういう形で大事にしておりますということをお願いいただけるようになるといいなと私は思います。これ、県の他部局との話かもしれないけれども、後悔を残さないようにしていただけるといいかなと思います。

○事務局 委員、それから会長から様々な御提言いただきまして、誠にありがとうございます。遺跡の重要性については、私どもも十分認識しておりまして、できる限りのことは行っていきたいと思っております。特に朝酌渡だけではなくて、その続いている枉北道もセットとして考えていかなければいけない。枉北道につきましては、松江市が市道に伴い1回調査をされまして、現地に保存されているということもありまして、その利活用も含めて、松江市や国交省、それから県の関係機関と協議を重ねながら、今いただいた御意見を最大限生かした形で、ここが魅力ある場所として来ていただけるような取組を、今後検討してまいりたいと考えております。今後とも、御指導のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいまのこの件につきまして、ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

○委員 発掘調査の様子は動画で記録したものを残したらいいのではないかと思います。

地味だと思いますけれども、地道な調査の様子というのは後々情報を発信していくためにも使えますので。後日その動画も活用したらよろしいのではないかなと思ったところです。

○会長 ありがとうございます。動画というと、あそこは渡し船がありましたけれども、渡し船なくなっちゃうんですかね。

○事務局 渡し船は、かつて松江市さんが運営しておられましたが、橋ができた関係で、交通機関としての役割は終えて、今は地元で運営をしておられるようです。河川改修事業と関連して、その辺りをどうするのかといったところは、地元と話をしておられる最中のようです。いずれにしても、そういった景観も、間接的にはありますけれども、味わえるポイントではあると思いますので、何らかの形で併せて情報発信できるといいなと思っております。

動画につきましても、調査ではなるべく、極力残せる記録は最大限残していくということで、そういった動画ですとか、それから3Dのためのデータですね、そういったものも後々、広範囲でこういうものがありましたというふうなことを復元できるようなデータだけはきっちり取っていききたいというふうには思っております。

○会長 よろしくお願ひします。あの渡し船、私が見に行ったときは学校通学する生徒さんが使っていたんです。

それでは、次の7番目の報告事項に移りますが、これについては非公開の報告ということになりますので、傍聴者の方、報道関係の方はここで御退席をお願いいたします。

===== 非公開議題 =====

===== 閉会 =====

事務局 本日は長時間にわたりまして、御審議いただき、誠にありがとうございました。当県が行っております文化財行政につきまして、様々な観点から御指導、御助言いただきましたこと、改めて御礼申し上げます。県指定に向けた文化財の調査を逐次進めてまいりたいと思っております。

委員の皆様には今後とも島根県の文化財行政、歴史文化の保存活用につきまして、御助言、御指導をいただきたいと存じますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

なお、次回の審議会につきましては、今年の12月以降の開催を予定しております。委員の皆様には、また、近づきましたら御連絡をさせていただきたいと思っております。この

メンバーでの審議会としましては、次回が最後の会となりますが、引き続きよろしくお願  
いいたします。本日は誠にありがとうございました。

○事務局 では、以上をもちまして島根県文化財保護審議会を終了いたします。本日は長  
時間の御審議ありがとうございました。